

収支内訳書は罰則のない「訓示規定」提出しない事で不利益な扱いは受けません

確定申告を終えた会員から「『収支内訳書』が税務署から送られてきたが、どうしたらいいのか?」との問い合わせが来ています。

「収支内訳書」については提出しなくても罰則はありません。第101国会でも「零細業者に過大な負担を押し付けてはならない」と付帯決議をおこなっています。

収支内訳書については法制化されているものの、提出するかどうかは納税者本人が決めることであり、提出しないことでの罰則はありません。近年消費税調査のための売上を把握するために、収支内訳書の提出を強要する動きがありますが毅然と対応することが必要です。

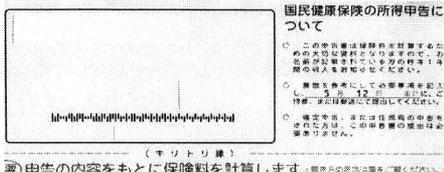
消費税の「控除対象仕入税額の計算表」についても罰則規定はなく、提出しなくても申告書そのものは有効と回答しています。

また、区役所から「国民健康保険所得申告書(下図参照)」も送付されて来

ていますが、確定申告を行って

いる方は提出する必要はありません。

支部・班などで全商連「自主計算パンフレット」に基づき学習し、その上で「内訳書」提出の有無や内容について話し合いましょう。



多くの会員に送付されている、国民健康保険所得申告書

南区支部主催! バーベキュー大会!!

札幌市内もようやく暖かくなり、花見やアウトドア真っ盛りの季節となりました。南区支部主催のバーベキュー大会を企画しました。皆さん積極的に参加して下さい。

日時: 6月2日(日)午前11時
地下鉄・真駒内駅前に送迎バスが来ます
場所: 駒岡保養センター
 札幌市南区真駒内600番地20
 電話011-583-8553



料金: おひとり様 なんと! 1500円
 (食事代・入浴料込み)
持ち物: 自分の食べるおにぎり、自分の飲み物
 (お酒・ジュース等)、防寒着 他

☆暖かい服装で来てください!
 ☆他の支部の方も是非ご参加下さい。
 ご家族・友人の参加も歓迎します!!

◎申し込み締め切り: 5月29日(水)まで
 ◎参加申し込みは、民商事務所(電話281-2808)か
 南区支部長の根本(携帯090-6992-3678)まで